

2023年12月6日

調布市福祉健康部
障害福祉課長 石川様

調布市登録手話通訳者の会
会長 高木真知子

調布市登録手話通訳者の会で話し合い、手話言語条例を作成する際にご考慮いただきたい内容に関する会員からの意見をまとめてご報告させていただきます。

先ず何よりも、手話言語の5つの権利、すなわち「手話を獲得する」「手話を学ぶ」「手話で学ぶ」「手話を使う」「手話の保存」が守られる条例であって欲しい。

前文には、「手話を第一言語とするろう者は手話で思考し、コミュニケーションをしている」という文言を入れて欲しい。手話で話すだけでなく、頭の中も手話言語で思考している人がいるという点が重要。

以下は、調布市の責務として条例に記載されことを望む項目と、それぞれについて手話通訳者からあげられた具体例です：

- (1) 「手話を使う」権利を保障するには、手話が言語であることへの理解促進及び啓発・普及が大事である会員からの1つの具体例として：
 - 調布市内の職業団体(医師会、薬剤師会、教育委員会、商工会議所等)に対して手話という言語について啓発活動を行う。
- (2) 「手話を使う」権利を保障するには、市が手話を言語として使用できる環境の整備に取り組むことが重要
会員からの具体例として：
 - 調布市が運営する「市立」の施設(例えば市立小学校、中学校、図書館、保健センターなど)をろう者が使用する際には、(ろう者が個人派遣を依頼するのではなく)施設側が手話通訳を手配する。
 - 社会の変化に伴って新たに発生する情報保障のニーズにも、手話通訳を提供することで応えていく。(例えばろう者の高齢化に伴って、デイサービスにも手話通訳者を付ける等。)
- (3) 「手話を獲得する権利」を保障し、更に多くの人が手話を学ぶ機会を提供して欲しい。
会員からの具体例として：
 - 調布市内で生まれた新生児に聴覚障害があると判明した場合、早期から手話言語によるコミュニケーションに接することの重要性について説明できる専門員の派遣を制度化する。
 - さまざまな市民を対象とする短期の手話講座を開催する。
- (4) 手話による情報の発信など

具体例として:

- 災害が発生した時は、ろう者に対し、手話により情報を取得し、および共有するための支援を行うよう努めるものとする。

(5)「手話の保存」につながる活動を促進する

具体例として:

- 手話を母語とするろう者が気軽に集まり、手話で話しができる場を提供する。
- 手話ネイティブのろう者、特に高齢者、の手話を動画などに収めて保存する。

(6)ほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

具体例として:

- 手話通訳は、音声日本語と日本手話というまったく異なる文法を持つ二つの言語によるコミュニケーションを双方向に通訳し、また聞こえる文化とろう者固有の視覚的な文化をつなぐ仕事です。この通訳という仕事の担い手には言語変換の際に生じる様々な判断が求められるだけでなく、対人専門職としてそれぞれの利用者の発話の意図の理解、職業倫理に則った意思決定、権利擁護の意識などが求められます。調布の手話通訳者の養成・派遣を担う調布市及び調布市社会福祉協議会は、手話通訳とはこのような高度なスキルを要する専門職であるという認識をもって、そのようなスキルを有する通訳者を養成する制度、そのようなスキルを有する通訳者を派遣する制度の確立を目指し、更に手話通訳者のスキルに見合った身分保障を行う努力をする。
- 一般的に「手話で学ぶ」権利はろうの子ども・学生がすべての教科を手話で学ぶ権利を指すが、聞こえる人が手話を学ぶ場合も、手話ネイティブのろうの指導者から「手話で手話を学ぶ」機会が提供されるべきである。そのために、ろう講師の育成に取り組む。
- 手話に関する施策の推進方針を定め、またこれを変更する場合、あるいはその他必要がある場合は、手話と必要とするもの、手話通訳者その他関係者などに、広く意見を聞くように努めるものとする。